

神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について

一般廃棄物処理施設において、効率的にごみを焼却し発電を行うためには、一定の施設規模が必要である。人口減少や資源化の進展に伴うごみ量の減少に加え、今後予想される担い手不足の問題から、複数の自治体によるごみの共同処理の必要性が高まっている。

このような中、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設整備の検討において、環境施策の広域連携について模索していた芦屋市から、「近隣自治体との協働を再度目指す」という方針の基、神戸市への協議の申し入れを行った。この申し入れ以降、神戸市のごみ焼却施設で芦屋市のごみを処理することが可能か、その際にどのような条件が必要か等について両市で検討を進めてきた結果、以下のとおり、ごみの広域処理を行うため、基本的な考え方等を取りまとめた。

1 ごみの広域処理についての基本的な考え方

神戸市とのごみの広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものであるとともに、施設整備費及び維持管理費の支出抑制により、芦屋市財政に効果をもたらすものである。

また、将来的な技術革新等によりEV車等の環境配慮型のごみ中継車両が普及した場合には、芦屋市でそれらの活用も積極的に検討し、更なる地球温暖化対策を進める。

※発電効率の高い神戸市の焼却炉においてごみを焼却することで、芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比較して約2倍のCO₂フリー電力（一般家庭の約3,200世帯分の年間消費電力量）の外部供給が可能となる。

※芦屋市で新たな焼却施設を建設・維持管理する場合と比較して、全ての売電収入を神戸市で歳入することを考慮しても、経費支出を単年度で約40%削減できると見込める。

2 広域処理業務の概要

- ・芦屋市内で発生する可燃ごみを神戸市で焼却する。
- ・芦屋市内のごみ収集や市民等の持込みごみは、これまで通り芦屋市の施設で行う。
- ・芦屋市は、神戸市内に芦屋市のパッカー車が多数流入しないように、芦屋市内で大型車に積み替えて運搬を行う。
- ・芦屋市は運搬先や搬入経路・時間について、神戸市の計画・指示に基づいて運搬する。
- ・神戸市は、市内の焼却処理施設全体で受入れを行うが、最も発電効率の高い港島クリーンセンターを主たる受け入れ先として連携を開始する。
- ・ごみ焼却に伴う売電収入は神戸市の収入とする。
- ・災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害等には国・県とも連携して処理する。

3 業務運用の方法

地方自治法第252条の14の規定に基づき、芦屋市が神戸市に広域処理業務を委託する事務委託方式とする。

4 芦屋市から神戸市へのごみ処理委託費等の考え方

ごみ広域処理に必要な経費は、委託料等として芦屋市から神戸市へ支払う。

(1) ごみ処理単価

他都市の事例を参考に、以下を考慮して神戸市のごみ処理単価を算出

- ① 人件費
- ② 物件費（保守点検費、薬品費、残さ運搬等）
- ③ 施設整備・維持補修費

(2) 委託料等の算定

- ・委託料等は、上記の処理単価をもとに、神戸市で処理する全可燃ごみ量に対する芦屋市の処理量に応じ算定する。
- ・神戸市焼却施設を建替える際は、委託料とは別に建設費の一部負担金を、神戸市焼却施設の合計処理能力に対する芦屋市のごみ処理に必要な処理能力に応じ算定する。

5 広域処理開始までのスケジュール（案）

議会の審議を経て2市間協議書を締結し、芦屋市内に、ごみを大型車に積み替える中継施設を整備した後に広域処理を開始する。（令和12年度以降の見込み）

令和6（2024）年9月中旬～	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7（2025）年2月～	2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7（2025）年度～	芦屋市の広域連携に必要な施設等の整備
令和12（2030）年度以降	広域処理開始

【参考】神戸市・芦屋市の現状

項目	神戸市	芦屋市
面積（K m ² ）	557.05 km ²	18.57 km ²
人口（人）	1,494,988人	92,936人
世帯数（世帯）	744,521世帯	42,925世帯
可燃ごみ量（t）	約422,600t	約26,300t

※面積、人口、世帯数（令和6（2024）年3月1日）

神戸市：「神戸市の推計人口（令和6年3月1日現在）」抜粋

芦屋市：「毎月人口（町別人口及び世帯数）推計人口（令和6年3月1日現在）」抜粋

※可燃ごみ量（焼却量）（令和4（2022）年度）

神戸市：神戸市一般廃棄物処理基本計画「年次レポート」（2022年度）抜粋

芦屋市：「令和4年度ごみ処理事業概要」抜粋

※広域連携に関するQ&A等を市ホームページ
に掲載していますので、ご覧ください。



芦屋市ホームページへのリンク

目的とポイント

【連携の目的】

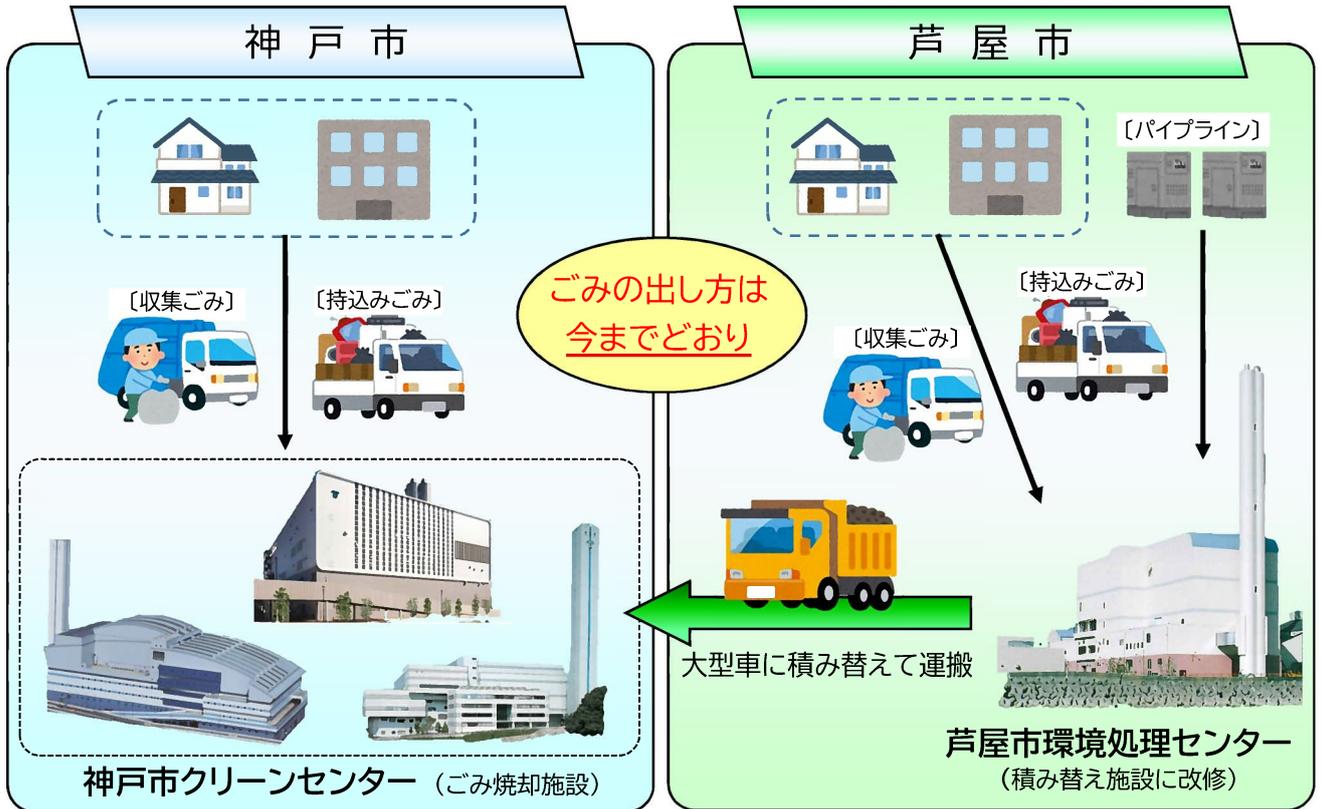
- ◆地球温暖化対策・循環型社会の形成を推進
- ◆持続可能な社会(SDGs)の推進



【連携のポイント】

- ◆高効率なエネルギー回収
- ◆既存施設の効率的な使用

可燃ごみ処理連携の流れ



【芦屋市から神戸市クリーンセンターへごみを運ぶときのルール】

- ◆大型車に積み替え、運搬台数を減らす（約 15 台/日）
- ◆できるだけ住宅街を通らず有料道路を使用する
（阪神高速湾岸線南芦屋浜 IC から、指定ルートを使用）
- ◆運搬先及び搬入時間は、神戸市の計画に従う
（運搬先の現在の運用に準ずる）

神戸市との環境施策の連携

神戸市との広域連携の検討に至る経緯

令和5年に芦屋市から神戸市へ環境施策の連携協議について依頼し、以降、両市のごみ減量化や再資源化の取組、一般廃棄物処理施設の運営、環境施策などの広域連携について検討しています。現在は、ごみ処理施設の広域連携の検討を優先的に進めています。

- [令和6年9月19日（木曜日）から令和6年10月28日（月曜日）までパブリックコメントを実施しています。（クリックすると意見募集ページに移動します）](#)

議会への報告資料

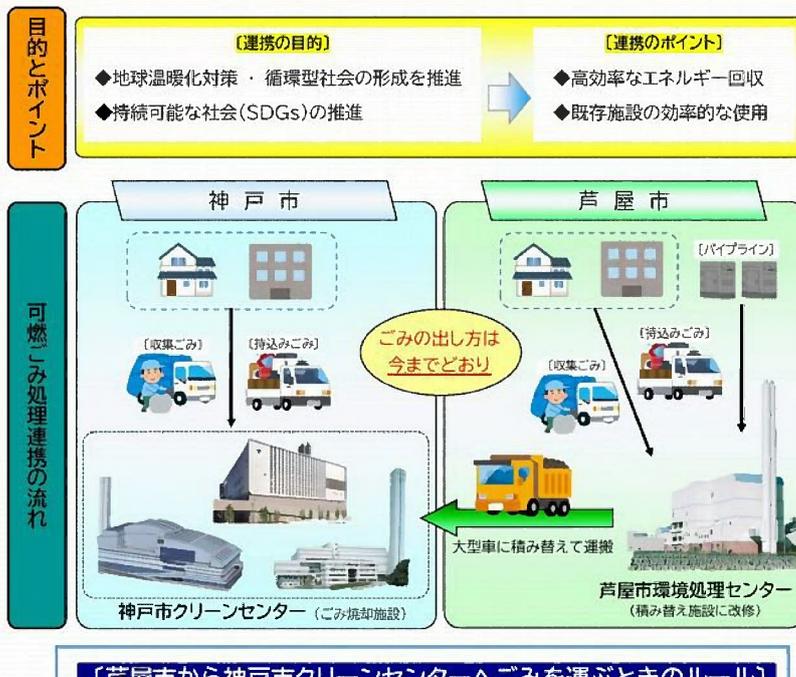
芦屋市と神戸市との検討経過について、議会へ報告しています。

- [令和5年12月5日民生文教常任委員会報告資料（PDF：34KB）（別ウィンドウが開きます）](#)
- [令和6年2月20日民生文教常任委員会報告資料（PDF：261KB）（別ウィンドウが開きます）](#)
- [令和6年6月7日民生文教常任委員会報告資料（PDF：114KB）（別ウィンドウが開きます）](#)

神戸市とのごみ処理の広域連携内容

広域連携の内容は、芦屋市の可燃ごみを神戸市の施設で処理することです。まず、芦屋市の可燃ごみを、芦屋市内に整備する中継施設で積み替えます。その後、主に神戸市の港島クリーンセンターへ搬送します。搬送の際は、有料道路を利用し、住宅地域を可能な限り避けて、神戸市の焼却施設まで運搬し処理します。

《可燃ごみの広域処理業務のイメージ》



ごみ処理の広域連携に関する主なポイント

Q1なぜ今、ごみ処理の広域連携を検討するのか。

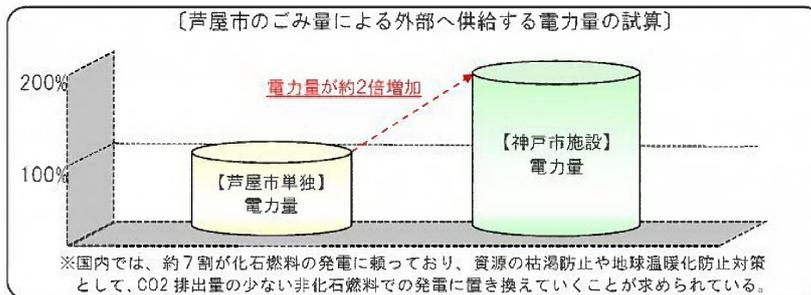
芦屋市では、ごみ処理施設の老朽化に伴い、新たな施設整備を検討していました。その中で、国や県では、地球温暖化対策と人口減少に伴うごみ量の減少への対応として、広域連携が推奨されています。

芦屋市でも環境面の効果と、新たな焼却施設の建設を伴わないことによる財政的な効果も期待できるため、ごみ処理の広域連携を検討することとしました。

Q2環境負荷の低減効果はどの程度か。

広域連携によりごみ焼却による発電効率の高い神戸市施設で処理をすることで、以下のような環境負荷の低減効果が期待できます。

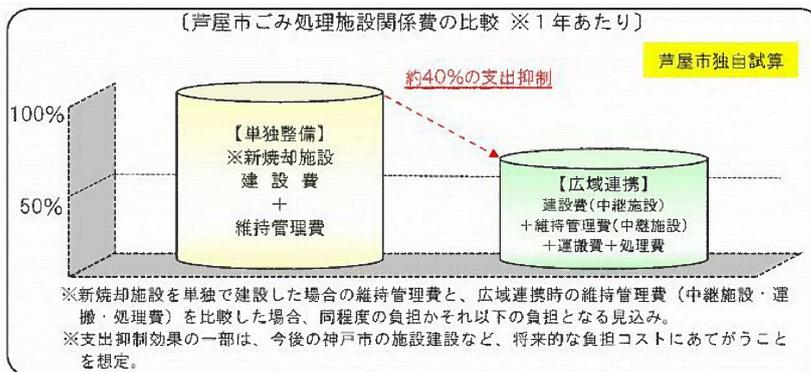
- 芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比べ、約2倍の電力量を外部に供給できるようになります。
- この外部供給電力量は、一般家庭約3,200世帯分の年間消費電力量に相当します。
- つまり、新たな化石燃料による発電を抑制できるため、総合的に温室効果ガス排出量を削減することができます。



Q3財政効果はどの程度か。

現在、物価高騰等により建設費が高騰しています。特に、ごみの処理能力が100t/日未満の小規模な焼却施設では、建設単価が倍近く高騰しています。今後、さらに上昇する可能性もあります。

直近の物価状況による試算では、芦屋市で新たな焼却施設を建設・維持管理するより、広域連携により神戸市の既存施設でごみを処理する方が、全ての売電収入を神戸市で歳入することを考慮しても、建設・維持管理に係る支出を単年度で約40%削減できると見込んでおり、芦屋市単独で建てるよりも大幅な財政効果があります。



Q4神戸市との連携は、市民のごみ出しに影響なく実施可能なのか。

神戸市との連携を行っても、芦屋市民の皆さまのごみの出し方は変わりません。

- ごみの分別方法は変わりません
- ごみの収集頻度は変わりません
- 環境処理センターへのごみの持ち込み方法も変わりません
- パイプライン施設の利用も変わりません

※ただし、プラスチックの分別は広域連携に関係なく今後実施する方針です。

Q5ごみの運搬に伴うリスクにはどう対処するのか。

芦屋市のごみを神戸市まで運搬することによる、車両・人員の経費、排気ガスや騒音、運搬時の事故リスクなどが考えられますが、芦屋市内での大型車両への積み替えや住宅街を避けた運搬ルートの設定などの対策により、これらの影響は最小限に抑えられると考えています。

なお、以前よりごみを燃やした後の灰を大型車両で運搬しています。広域化に伴い芦屋市から灰を運搬することはなくなり、神戸市から運搬することになります。

Q6災害のことを考えると市単独の焼却施設を持つておくべきではないか。

大規模災害時は、国や県の支援のもと、広域でゴミ処理を行なうことができます。芦屋市は民間企業とも災害協定を締結しており、市単独の焼却施設の有無に関わらず、非常時でもゴミ処理を継続できる体制を確保しています。また、災害時でも神戸市・芦屋市のゴミを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築します。

パブリックコメントの実施

神戸市とのごみ処理施設の広域連携を実施するに当たり、パブリックコメントを実施します。

ご意見については、下記に掲載する「神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について」をご覧ください。意見募集専用フォームからご提出いただくか、環境施設課へ郵送もしくはFAXにてお送りください。

- [神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について（こちらをご覧ください）（PDF：245KB）（別ウィンドウが開きます）](#)

意見募集専用フォーム

- [パブリックコメント意見募集専用フォーム（外部サイトリンク）（別ウィンドウが開きます）](#)

意見の募集期間

- **令和6年9月19日（木曜日）から令和6年10月28日（月曜日）まで**

環境施策の取組

神戸市が環境施策として進めている「こうベキエーロ」（生ごみを分解するコンポストの一種）を、環境施設課とあしや市民活動センターで試験的に取り組んでいます。

- [こうベキエーロとは（外部サイトリンク）（別ウィンドウが開きます）](#)



参考（過去の検討結果）

- [西宮市との広域連携に関する検討結果（別ウィンドウが開きます）](#)

お問い合わせ

市民生活部環境・経済室環境処理センター（環境施設課）

電話番号：0797-32-5391

ファクス番号：0797-22-1599